第

4 3 8 2

뭉

アスクラ

1994年1月6日創刊·每日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2011年)平成23年12月9日金曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所/顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行:税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: http://www.zeirishi-miwa.co.jp

酒税の税率

Q:ビールは、原料によって酒税の税率が 違うそうですが、どのようになっているので すか?

A:次のようになっています。

【解説】

酒税の税率は原料の他、アルコールの濃度 によっても違います。1kl当たりの税率は、 次のようになっています。

①ビール

220,000円

②発泡酒

•麦芽比率50%以上

220,000円

•麦芽比率25%以上

178,125円

•麦芽比率25%未満

134,250円

・上記以外でアルコール分

が10%未満であるもの

80,000円

③清酒

120,000円

④焼酎

・21度以上 200,000円に1度ごとに

10,000円加算

•21度未満

200,000円

・9度以上13度未満 80,000円に8度を超 える1度ごとに10,000円

• 9 度未満

80,000円

⑤ウイスキー、ブランデー

• 37度以上

370,000円に1度ごとに

10,000円加算

• 37度未満

370,000円

・9度以上13度未満 80,000円に8度を超 える1度ごとに10,000円

• 9 度未満

80,000円







